

# 皆さんは 「共済年金」と「国民年金」の 加入者です

新たに組合員になられた方に、加入されている年金制度について、ご案内いたします。  
 皆さんは、組合員になると同時に公務員の年金制度である「共済年金」の加入者となりました。  
 また、現在の制度では、原則として20歳以上60歳未満の全ての国民は、「国民年金」に加入することになります。下図のとおり国民年金の第2号被保険者となり、共済年金と国民年金に同時に加入することになります。

## 加入する制度は次のようになります



## 公的年金のしくみ

国民年金 (基礎年金)	厚生年金保険 国民年金 (基礎年金)	共済年金 (共済組合) 国民年金 (基礎年金)	国民年金 (基礎年金)
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	
自営業者	民間サラリーマン	公務員	サラリーマンの妻など
20歳以上60歳未満の 自営業者・自由業者と その家族、学生	厚生年金保険の 被保険者	共済組合の組合員	第2号被保険者の被扶養 配偶者(20歳以上60歳 未満の妻、または夫)

※詳細については、「平成23年度版 共済組合ミニガイド」をご覧ください。

\*次回は、共済年金の種類等について、ご案内します。